

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

- 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）・
- 関税定率法（明治四十三年四月十五日法律第五十四号）（抄）・
- 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）・
- 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）（抄）・
- 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）・
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）・
- 公営住宅法（昭和二十六年法律第一百九十三号）（抄）・
- 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄）・
- 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）・
- 防衛省設置法（昭和二十九年六月九日法律第一百六十四号）（抄）・
- 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第一百八十九号）（抄）・
- 電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）（抄）・
- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）・
- 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第一百二十九号）（抄）・
- 航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）（抄）・
- 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）（抄）・
- 半島振興法（昭和六年法律第六十三号）（抄）・
- 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）・
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）・
- 国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）（抄）・

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）
- 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）
- 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（抄）
- 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案（第二百七十九回国会閣法第七十四号）（抄）
- 福島復興再生特別措置法案（第二回国会閣法第一号）（抄）

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 沖縄振興計画（第四条・第五条）
- 第三章 産業の振興のための特別措置
 - 第一節 観光の振興
 - 第一款 観光振興計画等（第六条—第九条）
 - 第二款 観光の利便性の増進等（第十条—第十五条）
 - 第三款 観光振興地域の施設の整備等（第十六条—第二十条）
 - 第四款 環境保全型自然体験活動（第二十一条—第二十五条）
 - 第五款 観光振興のための免税等（第二十六条・第二十七条）
 - 第二節 情報通信産業の振興（第二十八条—第三十四条）
 - 第三節 産業高度化地域（第三十五条—第四十条）
 - 第四節 自由貿易地域等（第四十一条—第五十四条）
 - 第五節 金融業務特別地区（第五十五条—第五十九条）
 - 第六節 農林水産業の振興（第六十条—第六十二条）
 - 第七節 電気の安定的かつ適正な供給の確保（第六十三条—第六十五条）
 - 第八節 中小企業の振興（第六十六条—第七十二条）
 - 第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例（第七十三条・第七十四条）
- 第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（第七十五条—第八十三条）
- 第五章 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進（第八十四条—第八十八条）
- 第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置（第八十九条—第九十四条）

第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等（第九十五条—第九十七条）

第二節 大規模跡地の指定等（第九十八条—第一百二条）

第三節 大規模跡地給付金の支給等（第一百三条・第一百四条）

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置（第一百五条—第一百十条）

第九章 沖縄振興審議会（第一百十一条・第一百十二条）

第十章 雜則（第一百十三条—第一百十六条）

第十一章 罰則（第一百十七条—第一百二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もつて沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

（施策における配慮）

第二条 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならない。

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 沖縄 沖縄県の区域をいう。

二 地方公共団体 沖縄の地方公共団体をいう。

三 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

四 國際會議等 國際會議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による國際觀光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第二条に規定する國際會議等をいう。

五 環境保全型自然体験活動 その参加者が、地域の自然環境について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該地域の自然環境の保全に配慮しつつ当該地域の自然と触れ合い、これに対する理解を深めるための活動をいう。

六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業をいう。

七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。

八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。

九 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

十 産業高度化事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産、販売若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

十一 外国貨物 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第三号に規定する外国貨物をいう。

十二 金融業務 銀行業、証券業、保険業その他の金融業に係る業務であつて政令で定めるもの及び金融業に付随する業務であつて内閣府令で定めるものをいう。

十三 中小企業者 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第一条第一項に規定する中小企業者をいう。

十四 駐留軍用地 沖縄において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下この号及び次号において「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。

十五 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「復帰協定」という。）の効力発生の日の前日までの間ににおいてアメリカ合衆国が沖縄において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は復帰協定の効力発生の日以後沖縄において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。

十六 跡地関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

第二章 沖縄振興計画

（沖縄振興計画の内容）

第四条 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 沖縄の振興の基本方針に関する事項
- 二 産業の振興に関する事項
- 三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する事項
- 四 教育及び文化の振興に関する事項
- 五 福祉の増進及び医療の確保に関する事項
- 六 科学技術の振興に関する事項
- 七 情報通信の高度化に関する事項
- 八 國際協力及び国際交流の推進に関する事項
- 九 駐留軍用地跡地の利用に関する事項
- 十 離島の振興に関する事項

十一 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する事項

十二 社会資本の整備及び土地（公有水面を含む。）の利用に関する事項

十三 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興に関し必要な事項

2 沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積等の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるものとする。

3 沖縄振興計画は、平成十四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

（沖縄振興計画の決定及び変更）

第五条 沖縄県知事は、沖縄振興計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の沖縄振興計画の案に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄振興計画を決定する。

3 内閣総理大臣は、沖縄振興計画を決定したときは、これを沖縄県知事に通知するものとする。

4 前三項の規定は、沖縄振興計画が決定された後特別の必要が生じたことによりこれを変更する場合に準用する。

第三章 産業の振興のための特別措置

第一節 観光の振興

第一款 観光振興計画等

（観光振興計画の作成等）

第六条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、観光の振興に関する計画（以下「観光振興計画」という。）を作成するものとする。

2 観光振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 観光の振興の方針に関する事項

三 観光旅客の来訪の促進に係る方針に関する事項

四 観光地の魅力の増進に関する事項

- 五 観光旅客の受入れの体制の確保に関する事項
- 六 沖縄の宣伝の方針に関する事項
- 七 國際會議等の誘致の方針その他國際會議等の誘致の促進に関する事項
- 八 観光旅客の移動の円滑化に関する事項
- 九 公共施設の整備の方針に関する事項
- 十 その他観光の振興に關し必要な事項
- 3 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。
- 一 観光の振興を図るため觀光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。）の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「觀光振興地域」という。）の区域
- 二 道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者又は海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者が、当該事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であつて、国土交通省令で定めるもの（以下「利用者利便増進事業」という。）に関する事項
- 三 環境保全型自然体験活動の推進に関する基本的な方針
- 4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。
- 5 沖縄県知事は、觀光振興計画において第三項第一号の觀光振興地域の区域を定めるときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。
- 6 沖縄県知事は、觀光振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 7 主務大臣は、觀光振興計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。
- 一 第二項各号に掲げる事項が沖縄振興計画に適合するものであること。
- 二 第三項第一号の觀光振興地域の区域が定められている場合にあつては、当該觀光振興地域が同号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。

三 第三項第二号及び第三号に掲げる事項が定められている場合にあつては、当該事項が沖縄振興計画に適合するものであること。

四 その他沖縄振興計画に照らして適切なものであること。

- 8 主務大臣は、観光振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 9 主務大臣は、第七項の規定により同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 10 沖縄県知事は、観光振興計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 11 沖縄県知事は、観光振興計画の作成及び当該観光振興計画に基づく施策の実施に当たつては、第八十四条第二項に規定する地域文化の振興等に関する施策の総合的な推進を図るための方針との調和に配慮するものとする。

(観光振興計画の変更)

第七条 沖縄県知事は、前条第七項の規定による同意を得た観光振興計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 前条第五項及び第七項から第十項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(海外における宣伝等の措置)

第八条 独立行政法人国際観光振興機構は、外国人観光旅客の沖縄への来訪を促進するため、第六条第七項の規定による同意を得た観光振興計画（前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意観光振興計画」という。）に定める宣伝の方針に基づき、海外における宣伝を行うほか、これに関連して沖縄県及び沖縄県の市町村が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際会議等の誘致を促進するための措置)

第九条 独立行政法人国際観光振興機構は、国際会議等の沖縄への誘致を促進するため、同意観光振興計画に定める国際会議等の誘致の方針に基づき、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 沖縄県及び沖縄県の市町村に対し、国際会議等の誘致に関する情報を定期的に、又は時宜に応じて提供すること。
- 二 海外において沖縄県及び沖縄県の市町村の宣伝を行うこと。

第二款 観光の利便性の増進等

(共通乗車船券)

第十条 運送事業者は、沖縄内を移動する観光旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。）に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の届出をした者は、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一一条第二項、道路運送法第九条第三項後段、海上運送法第八条第一項後段（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

3 第一項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。
(利用者利便増進事業計画の認定)

第十一条 同意観光振興計画に定められた利用者利便増進事業を実施しようとする者（当該利用者利便増進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該利用者利便増進事業に関する計画（以下「利用者利便増進事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、沖縄県を経由して行わなければならない。この場合において、沖縄県は、当該利用者利便増進事業計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 利用者利便増進事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 利用者利便増進事業の目標
- 2 利用者利便増進事業の内容

三 利用者利便増進事業の実施時期

四 利用者利便増進事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その利用者利便増進事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が同意観光振興計画に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が当該利用者利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

5 國土交通大臣は、前項の規定による認定を行ったときは、沖縄県に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(利用者利便増進事業計画の変更等)

第十二条 前条第四項の認定を受けた者（その者の設立に係る同条第一項に規定する法人を含む。以下「認定利用者利便増進事業者」という。）は、前条第四項の規定により受けた認定に係る利用者利便増進事業計画を変更しようとするとときは、國土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 國土交通大臣は、認定利用者利便増進事業者が前条第四項の規定により受けた認定に係る利用者利便増進事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用者利便増進事業計画」という。）に従つて利用者利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(道路運送法等の特例)

第十三条 認定利用者利便増進事業者が、認定利用者利便増進事業計画に従つて利用者利便増進事業を行うに当たり道路運送法第五条第一項の認可を受けなければならない場合若しくは同条第三項若しくは同法第十五条の三第二項の届出を行わなければならぬ場合又は海上運送法第十一条の二第一項の届出を行わなければならない場合若しくは同条第二項の認可を受けなければならない場合には、これらの規定にかかわらず、遅滞なくその旨を國土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

(報告の徴収)

第十四条 國土交通大臣は、認定利用者利便増進事業者に対し、利用者利便増進事業の実施状況について報告を求めることができる。
(権限の委任)

第十五条 第十一条第四項、第十二条第一項及び第二項、第十三条並びに前条に規定する國土交通大臣の権限は、國土交通省令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。

第三款 觀光振興地域の施設の整備等

(課税の特例)

第十六条 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであつて、当該施設が当該要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものに限る。）であつて、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する指定を受けた販売施設が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 第一項に規定する指定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第十九条 国及び地方公共団体は、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域における観光の開発を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

(国等の援助)

第二十条 国及び地方公共団体は、同意観光振興計画の達成に資するため、当該同意観光振興計画の実施に必要な事業を行う者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四款 環境保全型自然体験活動

(環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定)

第二十一条 沖縄において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者は、環境保全型自然体験活動の実施に関する協定（以下「保全利用協定」という。）を締結し、当該保全利用協定が適当である旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定に係る申請については、保全利用協定に参加するもののうちから代表者（以下「協定代表者」という。）を定め、これを行わなければならない。

3 環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者で、その者以外に当該環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者がないと認められる区域において当該環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行うもの（以下「単独事業者」という。）は、単独で保全利用協定を定め、第一項の規定による認定を受けることができる。

- 4 保全利用協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 保全利用協定の対象となる土地の区域（以下「協定区域」という。）
 - 二 環境保全型自然体験活動の内容に関する事項
 - 三 自然環境の保全その他環境保全型自然体験活動の実施に際し配慮すべき事項

四 保全利用協定の有効期間

五 保全利用協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項

5 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の規定による認定をするものとする。

一 観光振興計画に照らして適切なものであること。

二 協定区域内において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を業として行う者の相当数が保全利用協定に参加していること。

三 協定区域における自然環境の保全上支障がないことその他環境保全型自然体験活動の適正な推進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

四 保全利用協定の内容が不当に差別的でないこと。

五 保全利用協定の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

6 沖縄県知事は、第一項の認定に係る申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該保全利用協定を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならない。

7 沖縄県知事は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、その旨を協定区域の属する市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を聴かなければならない。

8 第六項の規定による公告があつたときは、当該保全利用協定に関し自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、当該保全利用協定について、沖縄県知事に意見書を提出することができる。

9 沖縄県知事は、第一項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、環境保全型自然体験活動に参加しようとする者、沖縄を来訪する観光旅客その他の者に当該認定に係る保全利用協定の内容について周知するものとする。

(保全利用協定の変更)

第二十二条 協定代表者及び単独事業者は、前条第一項の認定を受けた保全利用協定（次条において「認定協定」という。）において定めた事項を変更しようとするとときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

（勧告）

第二十三条 沖縄県知事は、環境保全型自然体験活動が認定協定（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従つて実施されていないと認めるとき、又は当該認定協定に係る協定区域内における環境保全型自然体験活動の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定協定に係る協定代表者又は単独事業者に対して、環境保全型自然体験活動の実施の方法の改善、当該認定協定の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（認定の取消し）

第二十四条 前条の規定による勧告を受けた協定代表者又は単独事業者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、沖縄県知事は、第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による認定を取り消すことができる。

2 沖縄県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を、協定代表者又は単独事業者に通知するとともに、公表しなければならない。

（環境保全型自然体験活動の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び健全な利用の推進に資するため、同意観光振興計画に定められた環境保全型自然体験活動の推進に必要な資金の確保、人材の育成、情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 環境大臣は、沖縄における国立公園の保護及び整備等を通じて同意観光振興計画に定められた環境保全型自然体験活動が推進されるよう努めるものとする。

第五款 観光振興のための免税等

（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため空港内の旅客ターミナル施設（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協

議して指定する部分に限る。以下この条において単に「旅客ターミナル施設」という。)において購入する物品又は同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内にある特定販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。)において購入し旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)で定めるところにより、その関税を免除する。

(航空機燃料税の軽減)

第二十七条 沖縄島と沖縄以外の本邦の地域(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。)との間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第二条第二号に規定する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

第二節 情報通信産業の振興

(情報通信産業振興計画の作成等)

第二十八条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、情報通信産業の振興に関する計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を作成するものとする。

2 情報通信産業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 情報通信産業の振興の方針に関する事項
- 3 情報通信産業の立地の促進に関する事項
- 4 情報通信産業を担う人材の育成に関する事項
- 5 その他情報通信産業の振興に関し必要な事項

3 情報通信産業振興計画においては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めることができる。

一 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「情報通信産業振興地域」という。）の区域

二 情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区（以下「情報通信産業特別地区」という。）の区域

4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。

5 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画において情報通信産業振興地域又は情報通信産業特別地区の区域を定めるときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

7 主務大臣は、情報通信産業振興計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 第二項各号に掲げる事項が沖縄振興計画に適合すること。

二 情報通信産業振興地域の区域が定められている場合にあっては、当該情報通信産業振興地域が第三項第一号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。

三 情報通信産業特別地区の区域が定められている場合にあっては、当該情報通信産業特別地区が第三項第二号に規定する政令で定める要件に該当し、かつ、沖縄振興計画に適合するものであること。

四 その他沖縄振興計画に照らして適切なものであること。

8 主務大臣は、情報通信産業振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 主務大臣は、第七項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。

10 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画が第七項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（情報通信産業振興計画の変更）

第二十九条 沖縄県知事は、前条第七項の規定による同意を得た情報通信産業振興計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議

し、その同意を得なければならない。

2 前条第五項及び第七項から第十項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 情報通信産業特別地区の区域内において設立され、専ら当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(課税の特例)

第三十一条 第二十八条第七項の規定による同意を得た情報通信産業振興計画（第二十九条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意情報通信産業振興計画」という。）に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十二条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、同意情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に

係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、事業者が行う同意情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第三十四条 国及び地方公共団体は、同意情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域における情報通信産業又は情報通信技術利用事業の振興を図るために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第三節 産業高度化地域

(産業高度化地域の指定)

第三十五条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、産業高度化事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化が相当程度図られる見込まれる地域であつて政令で定める要件を備えている地域を産業高度化地域として指定することができる。

- 2 主務大臣は、前項の指定をするに当たっては、農林漁業構造の改善について配慮するとともに、同項の申請に係る地域について、既に工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査等がなされているときは、その成果を参酌しなければならない。
- 3 沖縄県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、産業高度化地域を指定するときは、当該産業高度化地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。
- 5 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。
- 6 前項に定める場合のほか、主務大臣は、産業高度化地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7 第二項及び第四項の規定は、前項の規定により主務大臣が産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

(課税の特例)

第三十六条 産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十七条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第三十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う産業高度化地域の区域内の製造業等又は産業高度化事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(施設等の整備)

第三十九条 国及び地方公共団体は、産業高度化地域の区域内の製造業等又は産業高度化事業の振興を促進するために必要な共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。）、工場用地等（工場用地その他の製造業等又は産業高度化事業の用に供する土地をいう。）、道路、港湾施設、工業用水道及び通信運輸施設並びに産業高度化地域の区域内の工場等（工場その他の製造業等又は産業高度化事業を行う事業場をいう。）に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行うための施設の整備の促進に努めるものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第四十条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、産業高度化地域の区域内の土地を前条に規定する施設等の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該区域内の産業高度化が促進されるよう配慮するものとする。

第四節 自由貿易地域等

（自由貿易地域の指定）

第四十一条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域（次条第一項に規定する地域に該当する地域を除く。）を自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（特別自由貿易地域の指定）

第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、企業の立地が進んでいない地域（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当する地域に限る。）であつて、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、特別自由貿易地域を指定するときは、当該特別自由貿易地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、特別自由貿易地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

（自由貿易地域又は特別自由貿易地域における事業の認定）

第四十三条　自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

一　外国貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される政令で定める一群の施設の設置又は運営を行う事業

二　前号に掲げる事業以外の事業

2　主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときその他政令で定める事由に該当するに至つたときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

4　前三項に定めるものほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条　特別自由貿易地域の区域内において前条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該区域内において設立され、専ら当該区域内において製造業、倉庫業又はこん包業を営むものは、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を併せて受けることができる。

2　主務大臣は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　第一項の認定に關し必要な事項は、政令で定める。

（指定保税地域等）

第四十五条　自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内の土地又は建設物その他の施設（政令で定めるものを除く。）で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2　税関長は、第四十三条第一項の認定（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（以下この項において「施設等」という。）において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関税法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保税地域の許可をするものとする。

3　税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係る

ものに限る。）を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可をするものとする。

（手数料の軽減）

第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場合で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るものとの手数料を含む。）を軽減することができる。

（課税物件の確定に関する特例）

第四十七条 第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場合で、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るものとみなされる場合で、当該認定に係る事業の用に供する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。

（課税の特例）

第四十八条 自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の同項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第四十九条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内において製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(資金の確保等)

第五十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域における企業の立地を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第五十一条 国及び地方公共団体は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備のため必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(特別自由貿易地域活性化計画の認定等)

第五十二条 特別自由貿易地域の区域内において次に掲げる事業（以下「特別自由貿易地域活性化事業」という。）を実施する地方公共団体の出資又は拠出に係る法人であつて主務省令で定める要件に該当するものは、当該特別自由貿易地域活性化事業に関する計画（以下「特別自由貿易地域活性化計画」という。）を作成し、これを沖縄県知事に提出して、当該特別自由貿易地域活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 一 製造業等の用に供する事業場の設置又は運営に係る事業
- 二 特別自由貿易地域の区域内において製造業等を営む者又は新たに営もうとする者の業務を支援する事業
- 三 貿易の振興に資するための政令で定める施設の設置又は運営に係る事業

2 特別自由貿易地域活性化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別自由貿易地域活性化事業の内容及びその実施方法

二 特別自由貿易地域活性化事業の用に供する施設の種類、位置、規模及び機能に関する基本的な事項

三 その他主務省令で定める事項

3 特別自由貿易地域活性化計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 沖縄県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特別自由貿易地域活性化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特別自由貿易地域活性化事業を実施することが当該特別自由貿易地域の振興のために有効かつ適切なものであること。

二 特別自由貿易地域活性化事業の達成の見込みが確実であること。

三 特別自由貿易地域活性化事業の実施方法（第一項第一号に規定する事業場の設置に係るものに限る。）が主務省令で定める基準に適合するものであること。

5 第一項の認定を受けた法人は、当該認定に係る特別自由貿易地域活性化計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けるなければならない。

6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7 沖縄県知事は、第一項の認定を受けた法人が同項の認定に係る特別自由貿易地域活性化計画（第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。）に従つて特別自由貿易地域活性化事業を実施していないと認めるとき又は第一項の認定を受けた法人が同項の主務省令で定める要件に該当しないこととなつたときは、その認定を取り消すことができる。

8 第一項の認定を受けた法人は、主務省令で定めるところにより、特別自由貿易地域活性化事業の実施状況について沖縄県知事に報告しなければならない。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第五十三条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、特別自由貿易地域の区域内において特別自由貿易地域活性化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した前条第一項の認定を受けた法人について、当該特別自由貿易地域活性化

事業に係る建物の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る建物若しくは構築物に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるとき^に準用する。

(国等の援助)

第五十四条 国及び沖縄県は、第五十二条第一項の認定を受けた法人に対し、特別自由貿易地域活性化事業の実施に^関し必要な助言[、]指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

第五節 金融業務特別地区

(金融業務特別地区の指定)

第五十五条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、金融業務の集積を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を金融業務特別地区として一を限り指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、金融業務特別地区を指定するときは、当該金融業務特別地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、金融業務特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、金融業務特別地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該金融業務特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

(金融業務特別地区における事業の認定)

第五十六条 前条第一項に規定する金融業務特別地区の区域内において設立され、専ら当該区域内において金融業務に係る事業を営む法人は、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(課税の特例)

第五十七条 金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の金融業務に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十八条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(公共施設の整備)

第五十九条 国及び地方公共団体は、金融業務特別地区の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

第六節 農林水産業の振興

(農林水産業振興計画の作成等)

第六十条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、農林水産業の振興に関する計画（以下「農林水産業振興計画」という。）を作成するものとする。

2 農林水産業振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 農林水産業の振興の方針に関する事項

三 農林水産業に係る技術の研究開発及び普及に関する事項

四 農林水産物の加工及び流通の合理化に関する事項

五 農林水産業を担うべき人材の育成及び確保に関する事項

六 農林水産業の振興を図るために必要な生産基盤の整備に関する事項

七 その他農林水産業の振興に関する事項

3 前項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。

4 沖縄県知事は、農林水産業振興計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

5 主務大臣は、農林水産業振興計画が沖縄振興計画に照らして適切なものであると認めるときは、その同意をするものとする。

6 主務大臣は、農林水産業振興計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならぬ。

7 沖縄県知事は、農林水産業振興計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農林水産業振興計画の変更)

第六十一条 沖縄県知事は、前条第五項の規定による同意を得た農林水産業振興計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第五項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(資金の確保等)

第六十二条 国及び地方公共団体は、第六十条第五項の規定により同意を得た農林水産業振興計画（前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。）に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第七節 電気の安定的かつ適正な供給の確保

(電気の安定的かつ適正な供給の確保に関する援助)

第六十三条 国及び地方公共団体は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業をいう。以下同じ。）の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。この場合においては、環境の保全に特に寄与するものと認められる電気事業の用に供する設備の整備が図られるよう配慮するものとする。

（一般担保）

第六十四条 沖縄振興開発金融公庫は、一般電気事業会社（電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）であつて会社であるものをいう。以下同じ。）に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

3 第一項の貸付金を借り入れた一般電気事業会社は、二週間以内に、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 1 一般電気事業会社の名称及び住所
 - 2 借入先及び借入金額
 - 3 借入金の利率
 - 4 借入金の償還の方法及び期限
 - 5 利息の支払の方法及び期限
- 4 第一項の貸付金を借り入れた一般電気事業会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十条第一項又は第二項の規定により貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該貸借対照表又はその要旨に、当該借入先及び借入金額を付記しなければならない。
- 5 前項に規定する一般電気事業会社は、会社法第四百四十条第三項の規定による措置をとる場合には、同項の規定により不特定多

数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。

(課税の特例)

第六十五条 第三十六条の規定は、産業高度化地域の区域内において電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者について準用する。

2 一般電気事業者又は卸電気事業者（電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。）が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第四号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

第八節 中小企業の振興

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例)

第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者（沖縄においてその業種における経営革新（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第六項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。）による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する事業を行う沖縄の中小企業者をいう。以下この条において同じ。）及び特定組合等（特定中小企業者により構成される同法第二条第四項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針（以下「沖縄経営革新指針」という。）を定めなければならない。

2 沖縄経営革新指針には、沖縄の中小企業の特性に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 経営革新の内容に関する事項
 - 2 経営革新の実施方法に関する事項
 - 3 経営革新の促進に当たつて配慮すべき事項
- 3 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第九条第一項 | | | |
|---|--------------------------------|--|--|
| 中小企業者及び組合等（以下この節及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。） | 中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。） | 特定中小企業者等（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第一項に規定する特定組合等）及び同項に規定する特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。（以下同じ。） | 特定中小企業者等（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第一項に規定する特定組合等）及び同項に規定する特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。（以下同じ。） |
| 中小企業者等が連合会を出资して会社 | 連合会（特定組合等に該当するものに限る。）を | 連合会（特定組合等に該当するものに限る。）を | 連合会（特定組合等に該当するものに限る。）を |
| 経済産業省令 | 内閣府令・経済産業省令 | 内閣府令・経済産業省令 | 内閣府令・経済産業省令 |
| 基本方針 | 沖縄県知事 | 沖縄県知事 | 沖縄県知事 |
| 特定中小企業者等 | 沖縄振興特別措置法第六十六条第一項に規定する沖縄経営革新指針 | 沖縄振興特別措置法第六十六条第一項に規定する沖縄経営革新指針 | 沖縄振興特別措置法第六十六条第一項に規定する沖縄経営革新指針 |
| 第十条第一項 | 第九条第二項第五号 | 第九条第三項 | 第九条第三項第一号 |

| | | | |
|--------------------------------|------------------|--|----------------|
| | | 経済産業省令 | 内閣府令・経済産業省令 |
| 第十条第二項 | その承認をした行政庁 | 沖縄県知事 | 沖縄県知事 |
| 第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号 | 中小企業者 | 特定中小企業者 | 特定中小企業者 |
| 第三十三条第一項 | 都道府県 | 沖縄県 | 沖縄県 |
| 第三十四条第一項 | 行政庁 | 沖縄県知事 | 沖縄県知事 |
| 第三十五条 | 中小企業者 | 特定中小企業者 | 特定中小企業者 |
| 第三十六条第三項 | 都道府県 | 沖縄県 | 沖縄県 |
| 第三十七条 | 都道府県知事 | 沖縄県知事 | 沖縄県知事 |
| 第三十八条第二項 | 都道府県知事 | 沖縄県知事 | 沖縄県知事 |
| 第三十九条第一項 | 経済産業省令 経済産業大臣 | 内閣府令・経済産業省令 内閣総理大臣及び経済産業大臣 | 内閣総理大臣及び経済産業大臣 |
| | 第三十五条 | 第三十五条（沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） | |

(経営基盤強化の支援)

第六十七条 次の各号のいずれにも該当する業種であつて政令で指定するもの（第三項第一号において「指定業種」という。）に属する事業を行う沖縄の中小企業者（以下「指定中小企業者」という。）は、その事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの（以下「経営基盤強化事業」という。）についての計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、これを沖縄県知事に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われていること。

二 当該業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他の当該業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、沖縄における当該業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがあること。

三 当該業種に属する沖縄の中小企業の経営基盤の強化を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営基盤強化事業の目標

二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期

三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 沖縄県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者が当該指定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。

二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであること。

三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

第六十八条 前条第一項の承認を受けた指定中小企業者は、当該承認に係る経営基盤強化計画を変更しようとするとときは、沖縄県知事の承認を受けなければならない。

2 沖縄県知事は、前条第一項の承認を受けた指定中小企業者が当該承認に係る経営基盤強化計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認経営基盤強化計画」という。）に従つて経営基盤強化事業を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

第六十九条 国及び沖縄県は、承認経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第七十条 沖縄県知事は承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行う者に対し、承認経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

(課税の特例)

第七十一条 指定中小企業者であつて承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行おうとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。

(資金の確保等)

第七十二条 国及び地方公共団体は、沖縄の中小企業の振興のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第九節 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例

(沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務)

第七十三条 沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、沖縄における新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一　沖縄において新たに事業を開始しようとする者、事業を開始した日以後五年を経過していない者及び新たな事業分野を開拓する者に対して、その事業に必要な資金の出資を行うこと。

二　前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(沖縄振興開発金融公庫法の特例)

第七十四条 前条第一号の規定により公庫の業務が行われる場合には、沖縄振興開発金融公庫法第十九条の二中「同項第一号の二の規定による出資の額」とあるのは「同項第一号の二及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十三条第一号の規定による出資の額」と、「又は同項第一号の二の規定による出資」とあるのは「又は同項第一号の二若しくは沖縄振興特別措置法第七十三条第一号の規定による出資」とする。

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置

(職業安定計画の作成等)

第七十五条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づき、雇用の促進、人材の育成その他の沖縄の労働者の職業の安定に関する計画（以下「職業安定計画」という。）を作成するものとする。

2 職業安定計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 職業の安定を図るための施策の方針に関する事項

三 沖縄における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

四 雇用の促進、人材の育成その他の沖縄の労働者の職業の安定を図るための施策に関する事項

3 沖縄県知事は、職業安定計画を定めるに当たっては、沖縄の労働者の年齢別の雇用及び失業の状況を考慮するものとする。

4 第二項第一号の計画期間は、五年以下の期間を定めるものとする。

5 沖縄県知事は、職業安定計画について、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

6 主務大臣は、職業安定計画が沖縄振興計画に適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

7 主務大臣は、職業安定計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、沖縄振興審議会の意見を聴かなければならない。

8 沖縄県知事は、職業安定計画が第六項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(職業安定計画の変更)

第七十六条 沖縄県知事は、前条第六項の規定による同意を得た職業安定計画を変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 前条第六項から第八項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(職業指導等の措置)

第七十七条 厚生労働大臣は、第七十五条第六項の規定による同意を得た職業安定計画（前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。）で定める施策の推進を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(沖縄失業者求職手帳の発給等)

第七十八条 公共職業安定所長は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一 昭和四十六年六月十七日以後における沖縄にあるアメリカ合衆国の軍隊の撤退、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至った者であつて政令で定める要件に該当するものであること。

二 前号の規定に該当することとなつた日まで、一年以上引き続き、同号に規定する政令で定める要件に該当していた者であること。

2 手帳は、当該手帳の発給を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなつた日の翌日から起算して三年を経過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなつたことその他厚生労働省令で定める事由に該当すると認めたときは、その効力を失う。

3 前二項に定めるもののほか、手帳の発給の申請その他手帳に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(就職指導の実施)

第七十九条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、厚生労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（次項において「就職指導」という。）を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うもの）を含む。）を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。
(給付金の支給)

第八十条 国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に對して、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

第八十一条 削除

(地域雇用開発促進法の特例)

第八十二条 沖縄における地域雇用開発促進法（昭和六十一年法律第二十三号）の規定の適用については、同法第一条第二項第一号中「自然的経済的社会的条件」とあるのは、「経済的社会的条件」とする。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の適用除外）

第八十三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十条から第二十八条まで及び第三十一条（公共事業への中高年齢失業者等の吸収に關し必要な事項に係る部分を除く。）の規定は、手帳所持者及び手帳の發給を受けることができる者については、適用しない。

第五章 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進

（地域文化の振興等）

第八十四条 国及び地方公共団体は、沖縄において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

2 沖縄県は、沖縄固有の文化的所産の継承を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与するよう、沖縄において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに地域における文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針を作成するものとする。

（科学技術の振興等）

第八十五条 国及び地方公共団体は、沖縄における科学技術の振興を図るため、沖縄における研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、沖縄において、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学その他の教育研究機関の整備、充実等必要な措置を講ずることにより、国際的視点に立った科学技術の水準の向上に努めるものとする。

（国際協力及び国際交流の推進）

第八十六条 国は、沖縄の経済及び社会の発展に資するため、沖縄の国際協力及び国際交流に係る施策の推進に努めるものとする。

2 沖縄県は、その地域特性を生かした国際協力及び国際交流の推進に計画的に取り組み、もつて我が国の国際協力及び国際交流の推進に寄与するよう努めるものとする。

第八十七条 独立行政法人国際協力機構は、沖縄の特性に配慮し、沖縄における開発途上地域からの技術研修員に対する研修及び当該研修に必要な機材の調達、国民等の協力活動（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第二百三十六号）第十三条第一項第四号に規定する活動をいう。）を志望する個人の訓練その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際協力の推進に資するよう努めるものとする。

第八十八条 独立行政法人国際交流基金は、沖縄の特性に配慮し、国際文化交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へい、国際文化交流を目的とする催しの実施若しくはあっせん又は当該催しへの援助若しくは参加その他の必要な措置を講ずることにより、沖縄の国際交流の推進に資するよう努めるものとする。

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

（無医地区における医療の確保）

第八十九条 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づいて、無医地区に關し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車（患者輸送船を含む。）の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健師による保健指導等の活動
 - 五 医療機関の協力体制の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣
 - 二 巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療
 - 3 国及び沖縄県は、無医地区における診療に從事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に從事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

4 沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号及び第三号に掲げる事業並びに第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

7 国及び沖縄県は、沖縄県の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(離島の地域における高齢者の福祉の増進)

第九十条 国は、離島の地域における高齢者の福祉の増進を図るため、地方公共団体その他の者が沖縄振興計画に基づいて老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備をしようとするときは、当該施設の整備が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(交通の確保等)

第九十一条 国及び地方公共団体は、沖縄における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

(離島の地域の小規模校における教育の充実)

第九十二条 国及び地方公共団体は、離島の地域に所在する小規模の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程における教育の特殊事情にかんがみ、その教育の充実について適切な配慮をするものとする。

(離島の旅館業に係る減価償却の特例)

第九十三条 離島の地域内において旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九十四条 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を

新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等

(駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則)

第九十五条 国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第九十六条 国は、前条の駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則（次条において「基本原則」という。）にのつとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九十七条 沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則にのつとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 大規模跡地の指定等

(大規模跡地の指定)

第九十八条 内閣総理大臣は、市街地の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条に規定する合同委員会において返還が合意されたものに限る。）又は駐留軍用地跡地であつて、沖縄の振興の拠点となると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に

該当するものに限る。）を大規模振興拠点駐留軍用地跡地（以下「大規模跡地」という。）として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第百三条第一項に規定する基準日までに行うものとする。

- 2 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会及び沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した大規模跡地の区域を変更するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による大規模跡地の区域の変更について準用する。

（国の取組方針の策定）

第九十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該大規模跡地において国が取り組むべき方針（以下「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

2 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 大規模跡地の整備の方針に関する事項

二 大規模跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項

三 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項

四 産業の振興に関する事項

五 その他大規模跡地の整備に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、大規模跡地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するも

のとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

(県総合整備計画の策定)

第一百条 沖縄県知事は、第九十八条第一項の規定による大規模跡地の指定があつたときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第二百二号）第十一一条第一項に規定する県総合整備計画（以下この章において単に「県総合整備計画」という。）を定めなければならない。

2 県総合整備計画は、前条第一項の規定により定められる国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。

(特定跡地の指定)

第一百一条 内閣総理大臣は、その開発整備を行うに当たつて原状回復に相当の期間を要する駐留軍用地跡地であつて、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であるものに限る。）を特定振興駐留軍用地跡地（以下「特定跡地」という。）として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第百四条第一項に規定する基準日までに行うものとする。

2 第九十八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による特定跡地の指定について準用する。

(市町村総合整備計画の策定)

第一百二条 跡地関係市町村の長は、前条第一項の規定による特定跡地の指定があつたときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第十条第一項に規定する市町村総合整備計画を定めなければならない。ただし、当該特定跡地について、県総合整備計画が定められる場合は、この限りでない。

第三節 大規模跡地給付金の支給等

(大規模跡地給付金の支給)

第一百三条 国は、大規模跡地の円滑な利用を促進し、第百条第一項の規定により定められた県総合整備計画に基づく市街地の計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等（大規模跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地（復帰協定の効力發

生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。以下同じ。）の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が当該返還を受けた日（以下この項及び次項において「返還日」という。）の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、返還日の翌日から三年を経過した日（次項において「基準日」という。）から大規模跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該大規模跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前項の大規模跡地給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、基準日から当該大規模跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が前項後段に規定する政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額から基準日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において単に「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一大規模跡地所有者等について支給する大規模跡地給付金の額は、第一項に規定する政令で定める当該大規模跡地所有者等に係る期間の年数（当該期間の総月数を十二で除して得た数とし、その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千万円を乗じて得た額から当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一大規模跡地所有者等について一年間に支給する大規模跡地給付金の額は、千万円から当該期間について当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一大規模跡地所有者等とみなす。
(特定跡地給付金の支給)

第一百四条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等（特定跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この項において同じ。）の負担の軽減を図るた

め、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が当該返還を受けた日（以下この項において「返還日」という。）の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日（返還日の翌日から三年を経過した日をいう。）から特定跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第一百五条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

2 国は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参照して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前二項に規定する事業のほか、沖縄振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

4 沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

5 沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和

二十五年法律第百六十九号）第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖縄県に対して国がその費用の一部を補助する場合における国が行う補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の人とする。

6 国は、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。

7 沖縄における水道施設の災害の復旧に要する費用につき水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四十四条の規定により地方公共団体に対しても国が補助する場合における補助の割合は、同条に基づく政令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、十分の十以内とする。

8 沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定により沖縄県に負担させる負担金の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の額の百分之十に相当する額以内の額（以下この項において「負担額」という。）とする。ただし、当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合その他の政令で定める場合にあつては、負担額に当該消費税及び地方消費税に相当する額その他の政令で定める額を加えた額とする。

（沖縄振興特定事業計画の作成）

第一百五条の一 沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、前条の規定によりこれに要する経費について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する事業以外の事業であつて政令で定めるもの（以下「沖縄振興特定事業」という。）を実施するための計画（以下「沖縄振興特定事業計画」という。）を作成することができる。

2 沖縄振興特定事業計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 沖縄振興特定事業計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な沖縄振興特定事業に関する事項

三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

四 計画期間

五 その他内閣府令で定める事項

3 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ関係市町村長その他の者の意見を聴かなければならぬ。

4 沖縄県知事は、沖縄振興特定事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、沖縄振興特定事業計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第一百五条の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施をしようとするときは、当該沖縄振興特定事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、前項の規定により提出された沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかるらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(沖縄の道路に係る特例)

第一百六条 沖縄振興計画に基づいて行う県道又は市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十五条及び第十六条の規定にかかるらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 前項の指定は、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この条において同じ。）の申請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が行う道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、道路法に規定する負担割合以上の負担を行うことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により国土交通大臣がその新設又は改築を行う道路の道路管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

(沖縄の河川に係る特例)

第六百七条 沖縄振興計画に基づいて行う二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 前項の指定は、沖縄県知事の申請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により二級河川の改良工事、維持又は修繕を行う場合においては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が行う河川の改良工事、維持又は修繕に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、河川法に規定する負担割合以上の負担を行うことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、沖縄県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6 第一項の規定により国土交通大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第一百七条第一項」と、同法第八条中「河川法第六十条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第一百七条第五項」と、「同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第一百七条第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法の規定を適用する。

7 国土交通大臣は、河川法第十条の規定にかかわらず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理を行うことができる。

8 前項の規定により国土交通大臣が管理するダムの管理に要する費用のうち、河川法第五十九条の規定により沖縄県が負担すべきものについては、国は、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

9 第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(沖縄の港湾に係る特例)

第一百八条 沖縄振興計画に基づいて行う港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものと除く。）で、沖縄の振興のために必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定したものは、同法第五十二条第一項の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。

2 前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行うものとする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が行う港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設、港湾環境整備施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、港湾法に規定する負担割合以上の負担を行うことができる。

4 前項の規定により、国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により国土交通大臣がその港湾工事を行う港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

5 国土交通大臣は、第一項に規定する港湾工事によって生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）については、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。

6 第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。

7 港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。

8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

9 第五項並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場

合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。

10 この条における「港湾工事」、「港湾管理者」、「水域施設」、「外郭施設」、「係留施設」、「臨港交通施設」、「港湾公害防止施設」、「廃棄物埋立護岸」、「海洋性廃棄物処理施設」、「港湾環境整備施設」、「港湾施設用地」、「港湾施設」及び「航行補助施設」の意義は、港湾法に定めるところによる。

（国有財産の譲与等）

第一百九条 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が沖縄振興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対し、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（地方債についての配慮）

第一百十条 地方公共団体が沖縄振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第九章 沖縄振興審議会

（沖縄振興審議会の設置及び権限）

第一百十一条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するために、内閣府に沖縄振興審議会を置く。

2 沖縄振興審議会は、沖縄の振興に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

（沖縄振興審議会の組織等）

第一百十二条 沖縄振興審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

一 沖縄県知事

二 沖縄県議会議長

三 沖縄県の市町村長を代表する者 二人

四 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者 二人

五 学識経験のある者 十四人以内

2 前項第三号から第五号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員の互選により沖縄振興審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、沖縄振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 雜則

(土地の利用についての配慮)

第一百十三条 国及び地方公共団体は、沖縄において土地（公有水面を含む。）をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が沖縄振興計画において定める土地の利用に適合することとなるよう当該事業を実施しなければならない。

（主務大臣等）

第一百十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第六条第六項及び第七項の規定による同意、同条第八項の規定による意見の聴取、第七条第一項の規定による同意並びに同条第二項において準用する第六条第七項の規定による同意、同条第八項の規定による協議及び同条第九項の規定による意見の聴取に関する事項については、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣

二 第二十八条第六項及び第七項の規定による同意、同条第八項の規定による意見の聴取、第二十九条第一項の規定による同意、同条第二項において準用する第二十八条第七項の規定による同意、同条第八項の規定による協議

及び同条第九項の規定による意見の聴取、第三十条第一項の規定による認定、同条第二項の規定による協議並びに同条第三項の規定による認定の取消しに関する事項については、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

三 第三十五条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第四項の規定による指定による公示、同条第六項の規定による指定の解除又は区域の変更、同条第七項において準用する同条第四項に規定する公示、第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定による指定の解除又は区域の変更、同条第三項に規定する公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項に規定する公示、同条第五項の規定による指定による公示、第四十二条第一項の規定による指定による公示、同条第二項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による認定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による認定による公示、第四十三条第一項の規定による認定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による認定による認定の取消し、第四十四条第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による認定の取消しに関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

四 第五十五条第一項の規定による指定、同条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項に規定する公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第五十六条第一項に規定する認定、同条第二項に規定する協議及び同条第三項に規定する認定の取消しに関する事項については、内閣総理大臣

五 第六十条第四項及び第五項の規定による同意、同条第六項の規定による意見の聴取、第六十一条第一項の規定による同意並びに同条第二項において準用する第六十条第五項の規定による同意及び同条第六項の規定による意見の聴取に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣

六 第七十五条第五項及び第六項の規定による同意、同条第七項の規定による意見の聴取、第七十六条第一項の規定による同意並びに同条第二項において準用する第七十五条第六項に規定する同意及び同条第七項に規定する意見の聴取に関する事項については、内閣総理大臣及び厚生労働大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二十二条第五項第三号の基準及び同条第六項の公告に関する事項については、内閣府令・農林水産省令・国土交通省令・環境省令

二 第五十二条第一項の要件、同条第二項第三号の事項、同条第三項の書類、同条第四項第三号の基準及び同条第八項の報告に関する事項については、内閣府令・経済産業省令

(他の法律の適用除外)

第一百五条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百六号）、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）及び農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の規定は、沖縄については、適用しない。

2 土地形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第九条の規定は、沖縄については、適用しない。

(政令への委任)

第一百六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

第十一章 賞罰

第一百七条 第七十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百十八条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした一般電気事業会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第六十四条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。
- 二 第六十四条第四項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

三 第六十四条第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報を付さず、又は虚偽の情報を付したとき。

き。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十四年三月三十日限り、その効力を失う。

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

| | | |
|---|--|----------------------------------|
| 一 | 公庫がこの法律の失効前に貸し付けた第六十四条第一項の貸付金 | 第六十四条及び第一百二十条 |
| 二 | この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳 | 第七十八条第二項及び第三項、第七十九条、第八十条並びに第八十三条 |
| 三 | この法律の失効前に第八十二条の規定により適用される地域雇用開発促進法第五条第五項の規定による同意を得た地域雇用開発計画 | 第八十二条 |
| 四 | 沖縄振興計画に基づく事業で、平成二十四年度以後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るもの | 第八十九条及び第一百五条から第一百八条まで |
| 五 | この法律の失効前に支給が開始された第一百三条第一項に規定する大規模跡地給付金及び第一百四条第一項に規定する特定跡地給付金 | 第一百三条及び第一百四条 |
| 六 | 第一百七条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム | 第一百七条第六項 |

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務の特例)

第三条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号）附則第五条第三項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第二百三十一号。以下「旧法」という。）第四十四条第一項第二号に規定する業務を行うことができる。

(特別勘定等)

第四条 公庫は、第七十三条各号に掲げる業務に係る経理については、政令で定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫法附則第五条第一項に規定する業務に係る勘定において整理しなければならない。

2 公庫は、第七十三条第一号に掲げる業務に関して、公庫の資本金のうち政令で定める金額をもつて当該業務の資金に充てるものとする。

3 公庫は、第七十三条第一号に掲げる業務の遂行上必要があるときは、政令で定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫法附則第四条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金の運用によって生じた利益の一部を、当該業務の資金に充てることができる。

(国の無利子貸付け等)

第五条 国は、当分の間、港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）に対し、第一百五条第一項の規定により国がその費用について補助する同法第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下この条において「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第一百五条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第二号ロに掲げる交通安全施設等整備事業で第一百五条第三項の規定により国がその費用について補助することができるものの

うち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第一百五条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業で第一百五条第三項の規定により国がその費用について補助することができるもののうち社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第一百五条第三項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、沖縄振興計画に基づく事業であつて、情報通信産業に係る事業場として相当数の企業に利用させるための施設（これと一体的に設置される共同利用施設を含む。）及び健康の保持増進に資することを目的として主として生物工学的方法を用いた研究開発を行うための施設を整備するもので社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

5 前各項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

6 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

7 国は、第一項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第一百五条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 国は、第二項及び第三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第一百五条第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 国は、第四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

港湾管理者又は地方公共団体が、第一項から第四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（経過措置）

第六条 地方公共団体が、旧法第十一条の規定により指定された工業等開発地区内において工業等の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十五条の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

2 地方公共団体が、旧法第十八条の二の規定により指定された情報通信産業振興地域内において情報通信産業の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十八条の四の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

3 地方公共団体が、旧法第十八条の五の規定により指定された観光振興地域内において特定民間観光関連施設を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十八条の六第四項の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

4 地方公共団体が、旧法第二十三条の規定により指定された自由貿易地域及び旧法第二十三条の二の規定により指定された特別自由貿易地域内において工業等の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第二十七条の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

5 地方公共団体が、旧法第二条第二項の離島の地域内において、旅館業の用に供する設備を平成十四年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は同地

域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第五十一条の規定は、旧法の失効後も、なその効力を有する。

第七条 旧法の失効の際現に旧法第十八条の二の規定により指定されている情報通信産業振興地域は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日（その日までに、第二十八条第七項の同意があつた場合には、その同意があつた日の前日）までの間は、同項の規定による同意を得た第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画において定められた同条第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域とみなす。

2 旧法の失効の際現に旧法第十八条の五の規定により指定されている観光振興地域は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日（その日までに、第六条第七項の同意があつた場合には、その同意があつた日の前日）までの間は、同項の規定による同意を得た第六条第一項に規定する観光振興計画において定められた同条第三項第一号に規定する観光振興地域とみなす。

3 旧法の失効の際現に旧法第十八条の八の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分は、第二十六条の規定により空港内の旅客ターミナル施設のうち内閣総理大臣が指定した部分とみなす。

4 旧法の失効の際現に旧法第二十三条の規定により指定されている自由貿易地域は、この法律の施行の日に第四十一条の規定により指定された自由貿易地域とみなす。

5 旧法の失効の際現に旧法第二十三条の一の規定により指定されている特別自由貿易地域は、この法律の施行の日に第四十二条の規定により指定された特別自由貿易地域とみなす。

第八条 旧法の失効の際現に旧法第二十四条第一項の規定による認定を受けている者は、第四十三条第一項の規定による認定を受けたものとみなす。

2 旧法の失効の際現に旧法第二十四条の二第一項の規定による認定を受けている法人は、第四十四条第一項の規定による認定を受けたものとみなす。

第九条 旧法の失効の際現に旧法第七条第一項の規定により国土交通大臣が指定した区間は、第一百七条第一項の規定により国土交通大臣が指定した区間とみなす。

第十条 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十四号。次項において「旧法一部改正法」という。）による改正前の旧法により設立された沖縄電力株式会社に係る電気事業法第三条第一項の許可については、なお従前の例による。

- 2 旧法一部改正法による改正前の旧法附則第十九条第二十項の規定により沖縄電力株式会社が設けた特別勘定については、同条第二十一項の規定は、旧法の失効後も、なおその効力を有する。

（平成二十二年度における沖縄の道路に係る国の負担割合の特例）

第十二条 別表五の項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「改築」とあるのは、「改築、同法第十三条第一項に規定する指定区間内の一般国道の同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業」とする。

附 則 （平成一四年五月二九日法律第四五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一四年七月三一日法律第九八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一四年一二月六日法律第一三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条まで及び第十条から第十六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月六日法律第一三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び第二十四条並びに附則第五条から第七条まで及び第九条から第十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条（障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定（「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一八日法律第一八一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日法律第七号）

この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第二一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年五月一六日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一六日法律第一四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日法律第一四号）

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年四月一三日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいづれか遅い日から施行する。

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一七法律八七）抄

（罰則に関する経過措置）

第五百二十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五百二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年七月二九日法律第八九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年一一月七日法律第一二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第二百三条、第二百十六条から第二百十八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日
- 二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特

定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十二条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分を除く。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百十一条及び第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百十四条並びに第一百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条、第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措置)

第三条 第三条から第十四条まで及び附則第五条から第七条までの規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、平成十八年度以下の年度の予算に係る国の負担若しくは補助（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助（第十五条第一号の規定による廃止前の公立養護学校整備特別措置法第二条第一項及び第三条第一項並びに附則第四項並びに第十五条第二号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第三条第一項の規定に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。）及び平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一から十四まで 略

十五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年六月二三日法律第九四号）

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成一八年一一月一五日法律第一〇〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成一九年三月三一日法律第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定（「当該許可ごとに」を削る部分に限る。）、同法第三十四条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第五十条から第五十五条までの改正規定、同法第六十一条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十九条の十二の改正規定、同法第七十九条の改正規定、同法第一百一条の改正規定、同法第一百五条の改正規定及び同法第一百十五条の二第八号の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第八条の四第一項の改正規定（「同法第六十二条」を「同法第六十一条の四」に改める部分に限る。）及び同法第十三条第一項の改正規定（「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十二号）第七条の改正規定、附則第七条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定及び同法第十条の改正規定、附則第十二条中通関業法第二条第一号イの（二）の（四）の改正規定並びに附則第十四条の規定 平成十九年十月一日

附 則 （平成一九年三月二一日法律第二三三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一 附則第二百六十六条、第二百六十八条、第二百七十三条、第二百七十六条、第二百七十九条、第二百八十四条、第二百八十六条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百二十二条、第三百二十二条、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十八条、第三百四十三条、第三百四十五条、第三百四十七条、第三百四十九条、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十三条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十二条、第三百六十五条、第三百六十八条、第三百六十九条、第三百八十条、第三百八十三条及び第三百八十六条の規定 平成二十年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第三百九十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十二条(独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律附則第四条第一項及び第二項の改正規定を除く。)の規定

(公布の日)

附 則 (平成一九年六月八日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年五月一日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年三月三一日法律第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成二十一年

度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 次に掲げる法律の規定 平成二十二年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び平成二十二年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十三年度以降の年度に繰り越されるもの

イからホまで 略

ヘ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第十一条の規定により読み替えて適用する同法別表五の項

二 略

三 次に掲げる法律の規定 平成二十三年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）

イからニまで 略

ホ 沖縄振興特別措置法別表五の項

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十三年三月三一日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百四号）の公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年四月二十七日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一二月一日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十四年四月一日

イ及びロ 略

ハ 第十九条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第十条の二の二を削る改正規定、同法第十条の二の三の改正規定（同条第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の二の二とする改正規定、同法第十条の四を削る改正規定、同法第十条の五の改正規定（同条第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の五とする改正規定、同法第十条の七の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の六とする改正規定、同法第十一条の二を削る改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同条を同法第十一条の二とする改正規定、同法第十一条の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第十一条の三とする改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第四十二条の三の二の改正規定、同法第四十二条の四第一項の改正規定、同法第四十二条の五を削る改正規定、同法第四十二条の五の二の改正規定（同条第八項に係る部分及び同条第九項に係る部分（「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「第六十八条の十の二第三項」を「第六十八条の十第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第四十二条の五とする改正規定、同

法第四十二条の六第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の七及び第四十二条の八の改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第四十二条の十第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二条の十二第一項の改正規定、同法第四十二条の二第一項の改正規定、同法第四十二条の三第一項の改正規定、同法第四十四条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十四条第一項の改正規定、同法第五十二条の二第一項の改正規定、同法第四十五条の三第一項に係る部分を除く。）、同法第四十四条第一項の改正規定、同法第五十五条の六の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第五十五条の七第六項の改正規定、同条を同法第五十五条の六とし、同条に見出しを付する改正規定、同法第五十七条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の十の改正規定、同法第三章第四節を削る改正規定、同章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする改正規定、同法第六十二条の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十二条の三の改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十七條の二第一項の改正規定、同法第六十七條の三の改正規定（同法第六十七條の十四第二項の表の改正規定、同法第六十七條の十五第三項の表の改正規定、同法第六十八條第一項の改正規定、同法第六十八條の二の改正規定、同法第六十八條の三の三の改正規定、同法第六十八條の三の四第二項の改正規定、同法第六十八條の九第一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第六十八條の八の改正規定、同法第六十八條的十を削る改正規定、同法第六十八條的十の二の改正規定（同条第九項に係る部分及び同条第十項に係る部分（「第四十二条の五の二第二項」を「第四十二条の五第二項」に、「第四十二条の五の二第三項」を「第四十二条の五第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第六十八條的十とする改正規定、同法第六十八條的十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第六十八條的十二の改正規定、同法第六十八條的十三第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第六十八條的十五の二第一項の改正規定、同法第六十八條的十五の三の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、同法第六十八條的二十第一項の改正規定、同法第六十八條的二十一から第六十八條的二十三までの改正規定、同法第六十八條的二十五（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八條的四十第一項の改正規定、同法第六十八條的四十二第一項第二号の改正規定、同法第六十八條的四十六に見出しを付する改正規定、同条六十八條の四十五の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、同法第六十八條的四十六に見出しを付する改正規定、同条

の改正規定、同法第六十八条の五十八（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の五十九の改正規定、同法第六十八条の六十七の改正規定（同条第七項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の六十八の改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の六十九第一項の改正規定、同法第六十八条の百第一項の改正規定並びに同法第八十条第一項の改正規定並びに附則第四十五条から第四十九条まで、第五十一条、第五十二条、第五十五条、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第六十四条から第六十六条まで、第六十九条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条、第九十八条及び第一百条から第一百一条までの規定

（罰則に関する経過措置）

第一百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）

第一百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年一二月一四日法律第一一九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二十一条の規定 公布の日又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の施行の日のいづれか遅い日

別表（第百五条関係）

| 項目 | 事業の区分 | 国庫の負担又は補助事業の区分の割合の範囲 |
|---|---|----------------------|
| 農業試験研究施設 | 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第二条第二号に規定する試験研究施設の設置 | 十分の九・五以内 |
| 農業試験研究施設 | 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第二条第二号に規定する試験研究施設の設置 | 十分の九・五以内 |
| 漁港 | 十分の九・五以内 十分の九・五以内 十分の九以内 | 十分の九・五以内 |
| 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設用地（公共施設用地に限る。）の修築事業 | 十分の九・五（国以外の者の行う事業にあつては、十分の九）以内（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急治山事業として行われるものにあつては、十分の十以内） 十分の九・五（国以外の者の行う事業にあつては、十分の九（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の十）） | 十分の九・五以内 |

| | | | |
|---|---|--------------------------------------|--|
| 七 | | 六 | 五 |
| 空港 | | 港湾 | 道路 |
| 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第五号に掲げる空港及び同法第五条に規定する工事にあっては十分の十、国 | 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交道及び市町村道の修繕 | 港湾法第二条第一項に規定する指定区間外の一般国道、県道及び市町村道の修繕 | 道路法第二条第一項に規定する道路の新設及び改築並びに同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道、県道及び市町村道の修繕 |
| 十分の九・五（國以外の者の行う事業にあつては、十分の九）以内 | 十分の九・五（國以外の者の行う事業にあつては、十分の九）以内 | 十分の九・五（國以外の者の行う事業にあつては、十分の九）以内 | 十分の九・五（國以外の者の行う事業にあつては、十分の九）以内 |

| | | | | |
|--------------------------|----|--------|------|--|
| | | | | |
| 十一 | 十 | 九 | 八 | |
| 設 し尿処理施設及びごみ処理施 設置 | 水道 | 住宅地区改良 | 公営住宅 | 第一項に規定する地方管理空 港に係る同法第六条第一項及 び第八条第四項に規定する工 事 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| 十五 | 十四 | 十三 | 十二 |
| 感染症指定医療機関 | 消防施設 | 下水道 | 都市公園 |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第六条第十四項に規定する第 | 消防施設強化促進法(昭和二 十八条法律第八十七号)第三 条に規定する消防の用に供す る機械器具及び設備の購入又 は設置 | 下水道法(昭和三十三年法律 第七十九号)第二条第三号に 規定する公共下水道及び同条 第四号に規定する流域下水道 の設置又は改築 | 規定する公園施設(同条第一 項第一号に規定する都市公園 に設けるものに限る。)の新 設又は改築 |
| 十分の七・五以内 | 三分の二以内 | 四分の三以内 | 十分の五以内 |

| | | | | | |
|---------------------------|--|--|---|----------|---|
| | | | | | |
| 二十 | 十九 | 十八 | 十七 | 十六 | 一種感染症指定医療機関及び同条第十五項に規定する第二種感染症指定医療機関の整備 |
| 生活保護施設 | 身体障害者社会参加支援施設 | 児童福祉施設 | 精神科病院 | 保健所 | 地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項に規定する保健所の整備 |
| 生活保護法（昭和二十五年法律百四十四号）第三十八条 | 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設の設置 | 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設の整備 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十九条の十に規定する精神科病院（精神科病院以外の病院に設ける精神病室を含む。）の設置 | 十分の七・五以内 | 十分の七・五以内 |
| 十分の七・五以内 | 三分の二以内 | 十分の八以内 | 十分の七・五以内 | 十分の七・五以内 | |

| | | |
|---------|--------|-----------------|
| | | |
| 二十二 | 二十一 | |
| 義務教育施設等 | 老人福祉施設 | 第一項に規定する保護施設の整備 |

老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の整備

公立の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る建物（同条第二項に規定する建物をいう。次項において同じ。）及び水泳プール、公立の中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）に係る産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための設備、公立の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下この項において同じ。）及び中学校に係

十分の八・五以内

十分の七・五以内

| | | |
|--|----------|--|
| | 二十三 | |
| 高等学校教育施設等 | | る理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第二条に規定する理科教育のための設備、へ、き、地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設（同法第四条第一項第四号の規定によるものを含む。）並びに公立の小学校及び中学校に係る学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備 |
| 公立の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十一条第一項に規定する高等学校等（以下この項において「高等学校等」という。）に係る建物、公立の高等学校等に係る産業教育振興法第二条に規定する産業教育のた | 十分の七・五以内 | |

めの施設又は設備及び公立の
高等学校等に係る理科教育振
興法第二条に規定する理科教
育のための設備の整備

砂防法（明治三十年法律第二
十九号）第一条に規定する砂
防工事

砂防設備

二十五

海岸

海岸法第二条第一項に規定す
る海岸保全施設の新設又は改
良

二十六

地すべり防止施設

二十七

河川

地すべり等防止法（昭和三十
三年法律第三十号）第二条第
四項に規定する地すべり防止
工事

河川法第五条第一項に規定す
る二級河川の改良工事

十分の八以内

十分の九・五（国以外の者の行う事業に
あつては、十分の九）以内（災害による
土砂の崩壊等の危険な状況に対処するた
めに施行する緊急砂防事業に係るものに
あつては、十分の十以内）

十分の九・五（国以外の者の行う事業に
あつては、十分の九）以内

二十四

○関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）
(抄)
別表関税率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係）
第二七類

| 番号 | 品名 | 税率 |
|---------|--|----|
| 略 | 第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう | 略 |
| 二七・一 | 石油ガスその他のガス状炭化水素 液化したもの | 略 |
| 二七一一・一一 | 天然ガス | 略 |
| 略 | 無税 | 略 |

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）

（業務）

第二条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

（欠格事由）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 第三十三条第一項の規定により業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

三 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

四 総合特別区域法（平成二十二年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する第三十二条第一項の規定により国際戦略総

合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(試験事務の代行)

第十一條 観光庁長官は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）に、通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 観光庁長官は、前項の規定により機構に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、観光庁長官は、試験事務を行わないものとする。

3 機構が試験事務を行うときは、前条第一項の規定による受験手数料は、機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、機構の収入とする。

(試験事務規程)

第十二条 機構は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 観光庁長官は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その変更を命ずることができる。

(試験委員)

第十三条 機構は、試験事務を行う場合において、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、通訳案内士試験委員（以下「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 機構は、試験委員を選任しようとするときは、国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 機構は、試験委員を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 観光庁長官は、試験委員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、試験委員の解任を命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第十四条 試験事務に従事する機構の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2・3 略

第三章 登録

（登録）

第十八条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（通訳案内士登録簿）

第十九条 通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

（登録の申請）

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。

2 都道府県知事は、申請者が前項に規定する国土交通省令で定める者に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなけ

ればならない。

(通訳案内士登録証)

第二十二条 都道府県知事は、通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第二十三条 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

(登録証の再交付)

第二十四条 通訳案内士は、登録証を亡失し、又は著しく損じたときは、直ちに都道府県知事にその再交付を申請しなければならない。

い。

(登録の抹消)

第二十五条 通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は、その登録を抹消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 第四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けたことが判明したとき。

2 通訳案内士が前項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつたときは、その者又は相続人は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十六条 通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、都道府県知事は、その登録を抹消することができる。

(通訳案内士登録簿の閲覧)

第二十七条 都道府県知事は、通訳案内士登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(登録の細目)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、通訳案内士の登録に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四章 通訳案内士の業務

(登録証の提示等)

第二十九条 通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対し、登録証を提示しなければならない。

- 2 通訳案内士は、その業務を行つてゐる間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならぬ。

(禁止行為)

第三十条 通訳案内士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 通訳案内を受ける者のためにする物品の購買その他のあつせんについて、販売業者その他の関係者に対し金品を要求すること。
- 二 通訳案内を受けることを強要すること。
- 三 登録証を他人に貸与すること。

第三十一条 通訳案内士は、前条に規定するもののほか、通訳案内士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(知識及び能力の維持向上)

第三十二条 通訳案内士は、第三十五条第一項の規定により届出をした団体が同条第二項の規定に基づき実施する研修を受けること等により、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

- 2 観光庁長官及び都道府県知事は、通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(懲戒)

第三十三条 通訳案内士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることがで

きる。

- 一 戒告
- 二 一年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

2 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項各号に掲げる処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（報告）

第三十四条 都道府県知事は、通訳案内士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通訳案内士に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

（通訳案内士の団体）

第三十五条 通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図り、併せて通訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、観光庁長官に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした団体は、一定の課程を定め、通訳案内士に対する研修を実施しなければならない。

1 観光庁長官は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要があるときは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をることができる。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により通訳案内士の登録を受けた者
- 二 第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
- 三 第三十六条の規定に違反した者

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条の規定に違反した者

二 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十七条の規定に違反した者

第四十二条 第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第四十三条 第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）（抄）

（沖縄振興計画との調整）

第十五条 沖縄振興計画と国土形成計画との調整は、国土交通大臣が内閣総理大臣と国土審議会の意見を聴いて行うものとする。

○地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

（基準財政収入額の算定方法）

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつ

て算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第百三十三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第二百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第三項の市（以下「指定市」という。）を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第二百四十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金（以下「市町村たばこ税道府県交付金」という。）の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税道府県交付金の交付見込額についても、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、

当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん課与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第八項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する率、市町村交付金にあつては同項に規定する率の百分の七十五に相当する率とする。

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

表 略

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（公益等による課税免除及び不均一課税）

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

○公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）（抄）

(公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助)

第七条 略

2～4 略

5 地方公共団体が都道府県計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、次に掲げる交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。

一～三 略

○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄）

（指定）

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要と認める離島の地域の全部又は一部を、離島振興対策実施地域として指定する。

2 略

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。

二 略

三 「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。

四〇一三 略

2・3 略

(課税物件の確定の時期)

第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時における現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時における現況による。

一 略

二 保税工場又は総合保税地域における第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品である外国貨物（第七号及び第八号に掲げるもの並びに政令で定めるものを除く。）第六十一条の四において準用する第四十三条の三第一項又は第六十二条の十の規定により当該貨物の原料である外国貨物につき、保税工場若しくは総合保税地域に置くこと又は保税工場において当該保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号に掲げる行為をすることが承認された時

三〇八 略

2 略

(保税地域の種類)

第二十九条 保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の五種とする。

(指定保税地域の指定又は取消し)

第三十七条 指定保税地域とは、国、地方公共団体又は港湾施設若しくは空港施設の建設若しくは管理を行う法人であつて政令で定める者が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として財務大臣が指定したものという。

2〇5 略

(保税蔵置場の許可)

第四十二条 保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを置くことができる場所として、政令で定めるところ

により、税関長が許可したものと。いう。

2・3 略

(保税蔵置場の許可の特例)

第五十条 第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者（以下この節において「承認取得者」という。）は、位置又は設備が財務省令で定める基準に適合する場所において同項に規定する行為（以下「外国貨物の蔵置等」という。）を行おうとする場合には、その場所を所轄する税関長に、その旨の届出をすることができる。

2 前項の届出に係る場所については、当該届出が受理された時において、第四十二条第一項の許可を受けたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、その許可を受けたものとみなされる場所に係る当該許可の期間は、同条第二項の規定にかかわらず、前項の承認が効力を有する期間と同一の期間とする。

3・5 略

(保税工場の許可)

第五十六条 保税工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造（混合を含む。）又は外国貨物に係る改装、仕分その他の手入（以下これらの加工若しくは製造又は改装、仕分その他の手入を「保税作業」という。）をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものと。いう。

2・3 略

(保税工場の許可の特例)

第六十一条の五 第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けている者であらかじめ税関長の承認を受けた者は、位置又は設備が財務省令で定める基準に適合する場所において保税作業を行おうとする場合には、その場所を所轄する税関長に、その旨の届出をすることができる。

2 前項の届出に係る場所については、当該届出が受理された時において、第五十六条第一項の許可を受けたものとみなして、この法律及び関税定率法の規定を適用する。この場合において、その許可を受けたものとみなされる場所に係る当該許可の期間は、前条において準用する第四十二条第二項（保税蔵置場の許可）の規定にかかわらず、前項の承認が効力を有する期間と同一の期間と

する。

3～5 略

(保税展示場の許可)

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）で、外国貨物を展示するものの会場に使用する場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものと。いう。

2・3 略

(総合保税地域の許可)

第六十二条の八 総合保税地域とは、一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（次項において「一団の土地等」という。）で、次に掲げる行為をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものと。いう。

- 一 外国貨物の積卸し、運搬若しくは蔵置又は内容の点検若しくは改装、仕分その他の手入れ
- 二 外国貨物の加工又はこれを原料とする製造（混合を含む。）
- 三 外国貨物の展示又はこれに関連する使用（これらの行為のうち政令で定めるものに限る。）

2 略

(手数料)

第一百条 次の各号に掲げる許可を受ける者は、当該各号に定める事項を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

- 一 第二十条第一項（不開港への出入）の許可 外国貿易船の純トン数又は外国貿易機の自重
- 二 第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、第五十六条第一項（保税工場の許可）、第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）又は第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の許可 当該許可に係る保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の種別、延べ面積及び許可の期間並びに当該保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域において行う税関の事務の種類

- 三 第六十九条第二項（貨物の検査場所）（第七十五条において準用する場合を含む。）の許可 当該許可に係る検査に要する時

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（抄）

附則

1 略

（所掌事務の特例）

2 防衛省は、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| 期間 | 事務 |
|-------|---|
| 略 | 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百三条及び同法第百四条の規定が効力を有する間 |
| 3～6 略 | 略 同法第百三十三条の規定による大規模跡地給付金及び同法第百四条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。 |

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

三 略

四 卸電気事業者 卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

五 略

九 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。

十 電気事業者 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。

十一 略

2・3 略

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（都道府県知事の事務）

第三十条の七 略

2・4 略

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第五号において「他の都道府県の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 他の都道府県の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二・三 略

6～10 略

(都道府県における本人確認情報等の利用)

第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二～四 略

2～4 略

別表第三（第三十条の七関係）

| 提供を受ける他の都道府県の執行機関 | 事務 |
|-------------------|--|
| 二十六 都道府県知事 略 | 建築士法による同法第四条第二項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請、同法第二十三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 二十七 都道府県知事 略 | 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 二十八 都道府県知事 略 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

別表第五（第三十条の八関係）

一～三十 略

三十一 建築法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の経由又は建築士事務所の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）

（内国消費税等に関する特例）

第八十条 沖縄県の区域内における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して四十年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置

二 削除

三 捱発油税及び地方撗発油税 この法律の施行の日から起算して四十年以内に、沖縄県の区域内にある撗発油（撗発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する撗発油（同法第六条の規定により撗発油とみなされるものを含む。）をいいう。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる撗発油（政令で定めるものを除く。）に係る撗発油税及び地方撗発油税の軽減に関する措置

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して四十年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これららの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一・二 略

○航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 航空機燃料 航空機（第五条に規定する発動機を含む。）の燃料用に供される炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は单一の炭化水素を含む。）をいう。

○石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 略

三 ガス状炭化水素 関税定率法別表第一七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素（外国から本邦に到着したもの

以外のものにあつては、採取されたものに限る。）をいう。

四 石炭 関税定率法 別表第一七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの（外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限る。）をいう。

五 略

○半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（抄）

（半島振興計画の内容）

第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な次に掲げる事項について定めるものとする。

一～八 略

2 略

3 半島振興計画は、国土形成計画、首都圈整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならない。

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）

（地域限定通訳案内士の欠格事由）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。
一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
二 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しな

いもの

四 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（通訳案内士法の準用）

第二十四条 通訳案内士法第七条、第九条並びに第十五条第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。

この場合において、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十二条第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「外客旅行容易化法」という。）

第十六条第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）の開始前」と、同法第十三条第一項中「通訳案内士」として「とあるのは「地域限定通訳案内士として」と、「通訳案内士試験委員」とあるのは「地域限定通訳案内士試験委員」と、同条第四項中「この法律（この法律」とあるのは「外客旅行容易化法（外客旅行容易化法」と読み替えるものとする。

2 略

3 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「外客旅行容易化法第二十四条第四項において準用する第三十五条第一項」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「外客旅行容易化法又は外客旅行容易化法」と読み替えるものとする。

4 略

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

附 則

（所掌事務の特例）

第二条 略

2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| 期限 | 事務 |
|--------------|---|
| 平成二十四年三月三十一日 | 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の規定による駐留軍用地の返還に関する件（他省の所掌に属するものを除く。）。 |
| 3・4 略 | 略 |

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

| 期間 | 事務 |
|------|-------------------|
| 当分の間 | 附則第一条第一項第一号に掲げる事務 |

平成二十四年三月三十一日までの間

附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

（審議会等の設置の特例）

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2 略

第四条の二 略

(総合事務局の所掌事務の特例)

第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 略

二 附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十日の項の下欄に掲げる事務

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| 期限 | 事務 |
|----|---|
| 略 | 平成二十八年三月三十一日 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第一条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |

2 略

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）

(沖縄振興開発金融公庫の在り方)

第十一条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四条第一項に規定する沖縄振興計画に係る同条第三項に規定する平成十四年度を初年度とする十箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（広域的地域活性化基盤整備計画）

第五条 都道府県は、その区域について、基本方針に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する計画（以下「広域的地域活性化基盤整備計画」という。）を作成することができる。

2・3 略

4 広域的地域活性化基盤整備計画は、国土形成計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画、社会資本整備重点計画及び環境基本計画との調和が保たれ、かつ、法令に基づく拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画であつて国土交通省令で定めるものに適合するものでなければならない。

5・11 略

○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（抄）

（学園の目的）

第二条 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百三条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

（通訳案内士法の特例）

第二十条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力

の強化を図るため、国際戦略総合特別区域通訳案内士（次項に規定する国際戦略総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第一の一の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る国際戦略総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

3 国際戦略総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る国際戦略総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該国際戦略総合特別区域の区域において、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 第九項及び第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

6 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その業務に関して国際戦略総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を

得た国際戦略総合特別区域の区域を明示してするものとし、当該国際戦略総合特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条(見出しを含む。)及び第二十七条(見出しを含む。)中「通訳案内士登録簿」とあるのは「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体(総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体(同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。)をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「総合特別区域法第二十条第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二条(見出しを含む。)中「通訳案内士登録証」とあるのは「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「総合特別区域法第二十条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体(総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体(同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。)をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体(総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体(同法第八条第

九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。

第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（通訳案内士法の特例）

第四十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、地域活性化総合特別区域通訳案内士（次項に規定する地域活性化総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第二の一の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る地域活性化総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行う

ことを業とする。

3 地域活性化総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域活性化総合特別区域の区域において、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。
一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項及び第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の处分を受けた者で、当該处分の日から二年を経過しないもの

6 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その業務に関して地域活性化総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域を明示してするものとし、当該地域活性化総合特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画にお

いて定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○国家公務員法等の一部を改正する法律案（第百七十九回国会閣法第七十四号）（抄）

（内閣府設置法の一部改正）

第二十二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「治安の確保」の下に「、人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に「、公務の能率的な運営」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

第四条第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百三十一条に規定する事務

第四条第三項中第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。

六十二 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項に規定する事務

第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改める。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十五条第二項中「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第二項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会

国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁

公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の二項を加える。

内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十日までの間の項中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十一条の三の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、附則第二条第一項に規定する事務を掌理するものとする。

附則第五条第一号中「附則第二条第一項第一号」を「附則第二条第二項第一号」に改め、同条第一号中「附則第二条第二項」を「附則第二条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

○福島復興再生特別措置法案（第 回国会閣法第 号）（抄）

(通訳案内士法の特例)

第三十八条 略

2～4 略

5 次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は系の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6／13 略

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十条、第二十四条、第二十五条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第四条、第六条から第十一条まで、第十五条、第十九条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十四条まで並びに附則第五条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十八条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第十六条及び第十七条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。
第十三条に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（総合特別区域法の一部改正）

第十五条 総合特別区域法の一部を次のように改正する。

第二十条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法第三十八条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの